

令和2年度第1回財政援助団体等監査

監査の種別	地方自治法第199条第7項の規定による監査
監査の対象	施設名：福生市自転車駐車場 指定管理者：センターサイクル福生共同事業体 所管部課：都市建設部 施設公園課
監査の範囲	令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に執行された自転車駐車場指定管理委託に関する事業について
実施期間	令和2年12月7日から令和3年2月25日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 杉山 行男

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>【指定管理者】 (1) 定期使用料免除申請書の処理欄の記載について 指定管理者は、申請者から提出される自転車等駐車場定期使用料免除申請書（自転車等駐車場条例施行規則第5条別記様式第6号）について、申請書の処理欄の処理年月日、受付印、免除する・しない等について記入していなかった。免除を承認した経過に係る文書となるため、不備のないよう処理されたい。</p> <p>【所管課】 (2) 書面による承諾手続について 基本協定書第19条では、指定管理者は業務の一部を第三者に委託する場合は事前に市に承諾を求めるものと定められており、同条第56条では、承諾は書面により行うことと定められているが、所管課は承諾書を指定管理者に発出しておらず、口頭での承諾で済ませていた。承諾は市の指定管理者に対する意思表示であり、口頭により行うと、後日指定管理業務の履行にあたって疑義や問題が生じた場合に責任の所在が不明確となるため、基本協定書の条項を厳守し、書面による承諾手続を徹底されたい。</p>	<p>【指定管理者】 今後は御指示のとおり処理欄について免除承認の記載をしたうえで報告書を作成します。</p> <p>【所管課】 指定管理者と調整し、業務の一部を第三者に委託する場合の承諾申請関係書類を作成しました。今後は、作成した様式により、承諾手続を行うように徹底してまいります。</p>

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>【指定管理者】</p> <p>(1) 自転車駐車場整備に係る提案について 今後、市が福生駅西口地区市街地再開発事業等、まちづくりに関連して自転車駐車場整備について検討をする際には、長年自転車駐車場の管理運営業務を行い培った知識や経験を持つ指定管理者として提案をいただくよう期待したい。</p>	<p>【指定管理者】</p> <p>そのような機会がありましたら、検討していきたいと思います。</p>

令和2年度第1回財政援助団体等監査

監査の種別	地方自治法第199条第7項の規定による監査
監査の対象	施設名：熊川地域体育館及び福生地域体育館 指定管理者：福生市スポーツ推進グループ 所管部課：教育部 スポーツ推進課
監査の範囲	令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に執行された熊川地域・福生地域体育館指定管理委託料に関する事業について
実施期間	令和2年12月7日から令和3年2月25日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 杉山 行男

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>【所管課】 (1) 発送する文書に付すべき記号及び番号について 基本協定書第20条では、指定管理者は業務の一部を第三者に委託する場合は事前に市に承認を求めるものと定められており、同第56条では、承認は書面により行うことと定められている。その規定どおり指定管理者からは第三者委託承認依頼が提出され、市は指定管理者からの依頼に基づき第三者委託承認通知を発送している。しかしながら、市が発送した文書に記号及び番号が付されていなかった。福生市文書管理規程第15条（起案文書の処理）では、発送する文書には記号及び番号を付さなければならないとされており、所管課は、福生市文書管理規程に基づき文書事務の適正な処理を図ることを徹底されたい。</p> <p>【指定管理者】 (2) 消費税法改正に伴う指定管理料の影響額について 消費税法改正に伴う令和元年10月1日以降の影響額について、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理に関する覚書（以下「覚書」という。）を取り交わし、令和元年度の影響額（以下「影響額」という。）は1,061,000円としたが、指定管理者は、この影</p>	<p>【所管課】 福生市文書管理規程に基づき文書事務の適正な処理を図ってまいります。</p> <p>【指定管理者】 令和元年度報告書の訂正を行うとともに、次年度以降は指定管理料へ算入した報告書を作成・提出してまいります。</p>

響額を「その他の収入」として算入しており、収支総括表収入の部「指定管理料金（単位：千円、税込）」の決算額においても影響額を含まない額を記載していた。所管課によると、この影響額について、指定管理者側が「その他の収入」として収入するよう経理をしていたことが原因で、計上漏れではなかったため承認したとのことであった。覚書において、影響額は指定管理料として支払うとしていることから、指定管理者は、影響額について指定管理料として算入されたい。

【所管課及び指定管理者】

(3) 収支報告（月別）の指定管理料について
事業報告書内の収支報告（月別）の指定管理料について、収支報告の記載額と市の支出額に相違があった。指定管理者によると上半期は社内で売り上げの波を平坦にするため各月への振り分けを行っており、報告時に社内決済金額を誤って記載してしまったとのことであった。事業報告書は市に提出し承認を得る必要があるものであるため、指定管理者は、実際の受領額と相違のないよう報告されたい。また、所管課は、事業報告書について承認する立場にあることから収受する際には内容を確認されたい。

【所管課】

事業報告書を収受する際には、内容をよく確認し、収受してまいります。

【指定管理者】

以後相違のないよう報告書の作成をしてまいります。

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>【所管課及び指定管理者】</p> <p>(1) 基本協定書と管理運営業務基準との不整合の解消について</p> <p>基本協定書第30条では、指定管理者は、事業計画書について、各年度の前年度の9月末日までに市に提出しなければならないと規定しているが、管理運営業務基準によれば、毎年度2月末日までに提出することとされており、基本協定書と管理運営業務基準との間で不整合が生じている。所管課によると、次年度の事業予定及び収支予定等について9月の段階で厳密な事業予定及び収支計画を作成することは難しいため、現状、事業計画書については管理運営業務基準にのっとり、2月末日までに提出することとしているとのことである。所管課においては、基本協定書と管理運営業務基準との間に不整合が生じないようにすること及び実態に即した内容とするため、基本協定書の規定の改正について検討されるよう要望する。</p>	<p>【所管課】</p> <p>基本協定書と管理運営業務基準との間に不整合が生じないように、また、実態に即した内容にするため、指定管理者と協議し、規定の改正について検討いたします。</p> <p>【指定管理者】</p> <p>事業計画書の提出は基本協定書にのっとり、9月末日までに提出を行うようにしていますが、自主事業の教室等について調整がついていない部分があることから、事業計画書(案)として提出しています。</p> <p>自主事業等について調整を行い、内容が固まった確定版の事業計画書については、2月末日までに提出しています。</p> <p>今後、所管課と協議し、変更を検討いたします。</p>